平成２４年（フ）第１１６２号
大阪府富田林市須賀３丁目１番19号、前住所
堺市中区陶器北1893番地２
債務者　横山　進二
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１８４号
大阪府高石市東羽衣３丁目７番12号
債務者　酒本　志帆（旧姓西井）
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
高知県吾川郡いの町枝川897番地９
債務者　片岡　正男
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０３号
高知市一宮中町２丁目14番14号　都ハイツ202
債務者　小笠原里美
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０８号
高知市愛宕町２丁目10番14号　コーポ浅田202
債務者　吉田　守雄
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１４号
高知市廿代町９番３号　シャペル９―516
債務者　佐伯　昌彦
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４００号
横浜市鶴見区市場大和町７番７号　倉形ビル301
債務者　吉田　叔子
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２５号
栃木県足利市山川町426番地　福地アパート
債務者　山口　壮一
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１２６４号
東京都八王子市大楽寺町632番地13
債務者　長谷川加苗
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２８８号
横浜市磯子区岡村５丁目19番15―201号
債務者　堀之内高志
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２９８号
横浜市中区松影町２丁目７番地７　大正館606号室
債務者　三幣　立美
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３５２号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目26番14―302号
債務者　飛田絵理子（旧姓岩下）
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４０４号
神奈川県大和市上和田2408番地11
債務者　金井　良子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４６０号
横浜市港南区港南３丁目30番17号
債務者　森杉　葉子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４６１号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地32棟1218号
債務者　入江　栞菜（旧姓望月）
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４６３号
横浜市都筑区東山田３丁目23番２―301号
債務者　石田　麗子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部